

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年7月2日
【報告者の名称】	ユニバーサルソリューションシステムズ株式会社
【報告者の所在地】	東京都新宿区大久保一丁目7番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区大久保一丁目7番18号
【電話番号】	03-6892-3864（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 牧島 明
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 株式会社光通信

所在地 東京都豊島区西池袋一丁目4番10号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成25年7月1日付の取締役会において、株式会社光通信（以下「公開買付者」といいます。）により当社普通株式を対象として実施される公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して、賛同の意見を表明すること、また、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。なお、上記取締役会決議は、以下「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、現在、当社株式148,214株（所有割合（注1）にして32.18%（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、比率の計算において同様とします。））所有しております。また、本書提出日現在、公開買付者の連結子会社である株式会社アイ・イーグループが16,200株（所有割合にして3.52%）、株式会社エフティコミュニケーションズが9,297株（所有割合にして2.02%）、株式会社パイオンが2,162株（所有割合にして0.47%）、株式会社アドバンスサポートが970株（所有割合にして0.21%）、株式会社ALL Japan Solutionが6,811株（所有割合にして1.48%）、それぞれ当社普通株式を所有し、さらに、その他の公開買付者の連結子会社及び持分法適用会社（計5社）が、合計9,704株（所有割合にして2.11%）所有しており、公開買付者とこれらの会社とが所有する当社普通株式の合計は、193,358株（所有割合にして41.98%）です。公開買付者は、当社の議決権の過半数を所有してはいないものの、公開買付者とその連結子会社合せて当社の総議決権数を約40.41%保有し、かつ当社に対して過半数以上の取締役を派遣しているため、当社は公開買付者の連結子会社です。

公開買付者は、本公開買付けに際して、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で、平成25年7月1日付けで応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する当社株式35,104株全てを応募する旨を合意しているとのことです。なお、本公開買付けの買付期間が変更又は延長され、本公開買付けの現時点での決済開始日である8月6日から決済開始日が8月7日以降となる場合、SBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合は、変更又は延長された本公開買付けの公開買付け期間の末日までに、公開買付者に対して事前に書面により通知することにより、本応募契約を解除することができる旨が定められているとのことです。公開買付者は、平成25年7月1日、同日開催の公開買付者取締役会にて、当社の株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合が所有する当社普通株式35,104株（所有割合にして7.62%）を買い付けることを主たる目的とするものの、当社の他の株主による売却の機会も確保するために50,000株（所有割合にして10.86%）を上限として当社普通株式を取得することを企図し、当社普通株式を対象として、本公開買付けを実施することを決定したとのことです。

また、本公開買付けはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合からの当社普通株式の取得を主たる目的としているものの、公開買付者は、本公開買付けにより、保有する当社普通株式の比率を高めることにより、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（以下「当社グループ」といいます。）と公開買付者並びに公開買付者の連結子会社及び持分法適用会社からなる企業集団（当社グループを除きます。以下「公開買付者グループ」といいます。）との資本提携・業務提携関係をより強く、緊密なものとするのも企図しているため、本公開買付けにおいては買付予定数の下限を設定していないとのことです。

一方で、公開買付者は、当社との間での資本関係の強化を企図しつつも当社普通株式の上場並びに当社の上場会社としての独立性及び事業運営の自律性・独自性は維持されるべきと考えており、本公開買付けにおいて全部買付義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合において3分の2を超えない）範囲での当社普通株式の取得を実施するため、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を50,000株（所有割合にして10.86%）と設定しているとのことです。また、本公開買付けにより50,000株の買付け等を行った後における公開買付者及び公開買付者の特別関係者の所有に係る株券等の株券等所有割合は最大で52.89%（243,596個）（注2）であるとのことです。

また、本公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は、応募を合意している当社の株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と公開買付者の間で行われた協議・交渉を経て決定した価格であり、2,500円になるとのことです。本公開買付け価格は、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場（スタンダード）（以下「大証JASDAQ」といいます。）における平成25年6月28日（本公開買付けの公表日の前営業日）までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値（3,499円）に28.56%のディスカウントをした価格であるとのことです。

（注1）所有割合は、当社が平成25年6月27日付で提出した第17期有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の発行済株式総数（459,832株）に、同有価証券報告書に記載された平成25年3月31日現在の全ての新株予約権の目的となる株式の数の合計数（735株）を加算した数（460,567株）に占める所有株式数の割合です。

（注2）本公開買付けにおいては、公開買付者の特別関係者が所有する当社普通株式についても買付け等の対象としているため、特別関係者から応募があった場合には、特別関係者による応募株券等の全部又は一部の買付け等を行うこととなります。かかる買付け等を行った場合には、上記株券等所有割合は52.89%を下回ることとなります。

公開買付者が本公開買付けの実施に至った意思決定の過程及び理由

公開買付者は、昭和63年の設立以降、OA機器の販売やインフラの構築、インターネットサービスやモバイルメディアサービス、さらには携帯電話やオフィスサプライの販売まで、ユーザーの皆様が求める商品・サービスを「より早く」、「より安く」、そして「よりの確に」お届けする事業体制を構築してきたとのこと。公開買付者は、平成11年には東京証券取引所市場第一部に上場し、日本全国に販売網を拡大しながら、グループ各社において培ってきた強みやノウハウを相乗的に発揮することで総合的な情報通信事業を推進しているとのこと。その中で、顧客、代理店、メーカーや通信キャリアを含む取引先、株主、従業員など、全てのステークホルダーから信頼される会社を目指して、組織体制の改善・適正な組織体制の維持に努めてきたとのこと。

一方、当社は、平成8年、インターネットを通じた情報提供、フランチャイズ支援等を目的に「株式会社ベンチャー・リンクコミュニケーションズ」として設立されました。その後、平成17年に商号を現在のユニバーサルソリューションシステムズ株式会社に変更し、同年ジャスダック証券取引所（現大阪証券取引所JASDAQ市場）に株式上場を果たしました。システム技術の開発を軸に、店舗運営を行う企業に対して集客や管理といったIT化を中心とするシステムの提供や、中小企業向けにオフィスソリューションの販売を行うなどの事業を展開しております。

公開買付者は、当社との間で、平成20年5月22日付にて「資本提携及び業務提携に関する基本合意書」を締結し、平成20年6月10日付にて第三者割当増資により11,000株の当社普通株式を引受け、公開買付者の有する営業販売力や人材、ノウハウを当社に提供し、当社の有するソリューション開発力や顧客層を対象者グループで活用することで、相互の事業を強化・拡大・発展させることを目指してきたとのこと。さらに、平成21年4月2日付にて73,938株の第三者割当増資を引き受け、当社を公開買付者の連結子会社としたとのこと。その後、平成21年10月2日付にて業務提携強化に関する「基本合意書」を締結し、平成21年10月20日付にて26,379株の第三者割当増資を引き受け、さらに平成23年1月5日付にて29,097株の第三者割当増資を引き受けるなど、公開買付者グループと当社グループとの協力関係を強め、シナジーの実現に向けて取り組んできたとのこと。

そのような状況の中、平成25年4月頃より、当社の第3位株主であるSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合から公開買付者及び当社に対し、所有する当社普通株式を処分したい旨の連絡があり、公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間で協議を進めてきたとのこと。公開買付者は、公開買付者がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の所有する当社普通株式を買い取り、公開買付者と当社との間の協力関係をさらに強化していくことが、当社の企業価値向上に資するものと考え、平成25年7月1日に公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合との間でその保有する普通株式全てを本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年7月1日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付けを実施することを決議したとのこと。公開買付者としては、本公開買付け後も当社の上場を維持することを企図しており、上場会社としての当社の独立性を確保しつつ、公開買付者との協力関係をさらに強化し、さらなるシナジーの実現を目指していくことで、当社の企業価値向上を図っていく方針とのこと。なお、当社が平成25年6月27日に公表した「債務超過の猶予期間入りに関するお知らせ」に記載のとおり、当社は平成25年3月期において債務超過になったことから、「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第3号（債務超過）に該当し、上場廃止に係る猶予期間入り銘柄になっておりますが、早い段階での債務超過解消に努めてまいります。

当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

前述のとおり、当社はシステム開発や運営において強みを持っており、主に飲食業界向けのスマートフォン・タブレット端末を活用したサービスの開発・販売を中心に、お客様である飲食店の集客から予約受付、売上・店舗管理から決済

サービスまでをサポートできるシステム事業を展開しているものの、競合他社が多く競争の激しい飲食事業において競争力となるノウハウの強化育成や、必ずしも飲食事業のみに依存しない収益基盤の構築のため、新たな事業領域の開拓が必要不可欠であるとの方針を持っており、全国規模のディストリビューターとして、営業販売力、人材、ノウハウを有し、取り扱う事業領域の多様性や規模において優位性のある公開買付者の強みを今後もより一層活用していくためには、公開買付者との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、当社の企業価値向上にとって有効であるとの認識に至りました。

当社取締役会は、以上のような当社の企業価値・株主価値の向上に関する検討、公開買付者の意向を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件、公開買付者と当社が資本関係を強化することにより得られると予測されるシナジー効果等を総合的に考慮し、慎重に協議及び検討した結果、本公開買付けについて、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、平成25年7月1日付の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議いたしました。また、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と公開買付者との合意により決定されており、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月28日までの過去1ヶ月間の大証JASDAQにおける当社普通株式の終値の単純平均値である3,499円からディスカウントをした価格となっていること、当社の株主の皆様が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合にはこれに応募しないことにより、当社普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものでなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を総合的に勘案し、当社取締役会は、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねることも併せて決議しております。なお、当社の取締役6名のうち伊奈聰氏及び西本優晴氏を除く4名及び当社の監査役3名全員が、当社の従業員を兼務しておりますが、当社取締役会の決議に参加することにつき問題ないことを確認しております。

なお、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の当社普通株式の取得であること、本公開買付け価格は公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案し、本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得しておりません。

(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、当社が本書提出日現在において公開買付者の連結子会社であることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、平成25年6月27日に、意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、公開買付者及び当社からの独立性が高い当社の社外取締役であり、株式会社大阪証券取引所が定める企業行動規範に関する規則第7条に規定される独立役員である西本優晴氏（以下「西本氏」といいます。）に対して、(a)本公開買付けの目的の正当性、(b)本公開買付けに係る手続の公正性、(c)本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当か、及び(d)上記(a)ないし(c)その他の事項を前提に、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことが当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、本諮問事項に対する意見を当社の取締役会に対して表明することを依頼いたしました。西本氏は、本公開買付けの目的、本公開買付け後の当社の普通株式の上場維持の有無、買付け等の価格その他の本公開買付けの諸条件、当社の企業価値の向上の内容等について説明を受けるとともに、本諮問事項について慎重に検討を重ねたとのことです。西本氏は、このような経緯で、本諮問事項について慎重に検討を重ねた結果、平成25年7月1日付で、当社の取締役会に対して、(a)本公開買付けは、当社の自律性・独自性を維持しつつ公開買付者との関係性をより強化できるという点において当社の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、その目的は正当であり、(b)当社は本公開買付け価格の算定に関する第三者の算定書は取得していないが、本公開買付けの主たる目的がSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合所有の当社普通株式の取得であること、本公開買付け価格は公開買付者とSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合の協議・交渉の結果合意された価格であること、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却する機会が維持されること等を勘案すると、これによって手続の適正性及び公正性に疑義が生じるものではなく、本公開買付けに係る手続の適正性及び公正性を疑われる点に特に認められず、(c)公開買付者との資本関係を強化し、資本の安定を図れることは、当社の企業価値向上にとって有効であり、本公開買付け価格は最終的にはSBI・リアル・インキュベーション1号投資事業有限責任組合と公開買付者との合意により決定されていること、当社の株主が本公開買付けに対しその所有する当社普通株式を応募することを希望しない場合には当社普通株式を所有し続けることができるものであること、また、本公開買付けは当社普通株式の上場廃止を企図したものでなく、現時点において、本公開買付け成立後も引き続き当社普通株式を大証JASDAQにおいて売却す

る機会が維持されることが見込まれることからすると、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねることは妥当であり、(d)上記(a)ないし(c)その他の事項の検討の結果、本公開買付けに賛同し、本公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、また本公開買付けへの応募については株主の皆さまのご判断に委ねる決議を行うことは少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出いたしました。

(4) いわゆる二段階買収に関する事項

公開買付者は、本書提出日現在において、本公開買付け終了後に当社株式を追加で取得することは予定していないとのことです。

(5) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

当社株式は本書提出日現在、大証JASDAQに上場しております。本公開買付けにおいては、50,000株（所有割合にして10.86%）を買付予定数の上限として設定しており、本公開買付け後、公開買付者が所有する当社株式の数は、最大で198,214株（所有割合43.04%）（公開買付者と株式会社アイ・イーグループ、株式会社エフティコミュニケーションズ、株式会社バイオ、株式会社アドバンスサポート、株式会社ALL Japan Solution、さらにその他の公開買付者の連結子会社及び持分法適用会社（計5社）が所有することとなる当社普通株式の合計数は、最大で243,358株（所有割合にして52.84%）にとどまる予定ですので、上場は維持される見込みです。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

役職名	氏名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
取締役会長	縣 将貴		
代表取締役社長	伊奈 聡		
常務取締役	真玉 寿人		
常務取締役	牧島 明		
取締役(社外)	西本 優晴		
取締役	大川 昭徳		
監査役(社外)	渡辺 将敬		
監査役(社外)	市村 隆行		
監査役	栗山 健二		

(注1) 役職名、所有株式数及び議決権数は提出日現在のものです。

(注2) 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。

役職名	氏名	所有株式数(株)	議決権の数(個)
補欠監査役(社外)	長野 成晃		

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。

以上